

第47期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年3月30日（月曜日）
午前10時00分

場所

鹿児島市新照院町41番1号
SHIROYAMA HOTEL kagoshima
（城山ホテル鹿児島）2階桜島

〔 末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。 〕

目次

第47期定時株主総会招集ご通知	1
[添付書類]	
事業報告	3
計算書類	17
監査報告書	27
[株主総会参考書類]	
第1号議案 剰余金の処分の件	29
第2号議案 定款一部変更の件	29
第3号議案 取締役11名選任の件	30
第4号議案 監査役3名選任の件	35
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	36
第6号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	36
第7号議案 取締役（社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	37

株 主 各 位

鹿児島市加治屋町12番11号
ソフトマックス株式会社
代表取締役社長 永 里 義 夫

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月27日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月30日（月曜日） 午前10時00分
2. 場 所 鹿児島市新照院町41番1号
SHIROYAMA HOTEL kagoshima（城山ホテル鹿児島）2階桜島
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第7号議案

取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(アドレス <http://www.s-max.co.jp>)にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に緩やかな回復基調が持続しているものの、米中貿易摩擦、中東情勢の緊迫化等に加え、国内で相次いだ自然災害や消費税増税などの影響が懸念され、依然として先行きが不透明な状況で推移いたしました。

当社の事業に係る医療分野では、医療費の伸びの抑制という国の方針のもと、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制構築のための施策、また、様々な医療制度改革が検討、実施されています。2019年度予算では、既存の地域医療介護総合確保基金に加え、医療情報化支援基金が創設され、「オンライン資格確認」や「電子カルテシステム導入」のために国が医療機関を資金面で支援する仕組みができました。また、5月には改正医療保険関連法が成立し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みの導入が決まりました。さらに6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太方針2019）が公表され、地域医療構想、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進することが方針として示されました。さらには、マイナンバーカードの活用等によるデータヘルス改革を推進し、個人が自身のデータを確認できる「保険医療データプラットフォーム」の2020年度からの運用実現も掲げられました。医療情報システム業界においても、既存の医療情報システムに加え、国の政策、都道府県の医療構想の実現、医療機関の経営改善に資するため、クラウド化の推進、AIの活用、介護との連携などをベースとした「データ利活用」、「オンラインでの医療・多職種連携」など「新しい健康・医療・介護システム」の基盤構築、普及推進が求められております。

このような状況の下、当社では、Web型電子カルテシステムを中心に、同システムの導入率の低い中小規模病院への拡販を従来どおり推進するとともに、一方では、地域医療の中核を担う有力病院グループ、全国展開の公的あるいは民間病院グループへのクラウド型システム導入のアプローチも展開してまいりました。また、開発・技術部門では、システム機能の充実と顧客の信頼性の確保という基本方針を基に、システムの機能強化、部門システムの充実を図るとともに、AI、BI等新技術の活用、介護、その他医療サービス関連分野での連携の可能性を探り、さらには、顧客医療機関に対するサポート体制の強化、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、医療機関のIT導入ニーズの拡大傾向とともに、システム導入件数が増加したことに加え、ソフトウェアの仕様追加、ハードウェアの更新件数も増加したため、売上高4,332,749千円（前期比30.4%増）、営業利益405,864千円（前期比60.8%増）、経常利益429,275千円（前期比55.4%増）、当期純利益270,485千円（前期比54.4%増）となり、いずれも過去最高の業績を計上することができました。

【種類別の売上高の状況】

当事業年度の種類別売上高は以下のとおりであります。

種 類	金 額	構成比	前期比
システムソフトウェア	2,297,150千円	53.0%	157.0%
ハードウェア	904,245千円	20.9%	122.8%
保守サービス等	1,131,353千円	26.1%	100.8%
合 計	4,332,749千円	100.0%	130.4%

②設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

	第44期 自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日	第45期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第46期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	第47期 (当期) 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
売上高 (千円)	3,844,211	3,292,930	3,321,432	4,332,749
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△145,807	161,700	252,469	405,864
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△108,702	186,684	276,245	429,275
当期純利益 (千円)	1,091	89,239	175,150	270,485
1株当たり当期純利益 (円)	0円18銭	14円97銭	29円39銭	45円39銭
総資産 (千円)	4,446,110	4,485,351	4,694,426	5,642,182
純資産 (千円)	1,600,472	1,649,983	1,785,404	1,996,223

(注) 当社は、2019年7月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますことから、株式分割が第44期の期首に行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国の医療・介護分野の需要がますます増大、多様化していく中、当社は、医療情報システムに特化し、市場の成長をとらえた事業の推進を図ってまいりました。近年、医療機関の経営は、より一層の効率化、質の高い医療サービスの提供が求められており、医療情報システムの役割も、診療データの記録という一次利用から、共有・統計・分析など、データの二次利用への要求が高まっています。当社の総合医療情報システムの核となるWeb型電子カルテシステムは、システムで管理される膨大なデータを基にした、多目的検索エンジンの機能、クラウドによるデータ管理の推進等により、医療情報の共有化に対応しており、医療機関の「医療の質の向上」と「経営改革」に寄与するものと思われま。また、医療情報の共有化は地域医療連携に進展していくことから、Web型電子カルテシステムの特徴を活かし、クラウドをベースとした、広域、グループでの医療情報の連携、さらには介護との連携を推進してまいります。加えて、その他の医療情報システム、AI、ビッグデータの活用、様々な現場でのご提供など、医療情報システムを通してわが国の医療に貢献してまいります。

当社は、このような経営方針を具現化するため、以下の課題に取り組む所存であります。

① 品質、顧客満足度の向上

当社は、長年蓄積されたノウハウを活かし、医療機関のニーズに応え、また、国の医療政策に適切すべく、システムの開発、機能強化を進めてまいりましたが、顧客ニーズに合致した、さらなる品質の向上を図り、安全性と信頼性のある製品の提供に努めてまいります。また、システム稼働後の、サポート体制の品質を向上させるため、顧客への迅速的確な対応を推進し、顧客満足度を高めてまいります。

② 営業基盤強化、ブランド力アップ

当社は、全国的な営業展開、特に東日本地域での営業基盤拡大を目指しておりますが、従来の営業手法を刷新し、病床規模に対応した営業体制の強化、フォーカスエリア、対象とする病院の明確化等、新たな営業展開を強化してまいります。また、医療、医療機関に係るマーケットの各種情報をいち早くとらえ、顧客ニーズに応えられるきめ細かい提案型営業を積極的に行ってまいります。さらには、ブランド力のアップを図るため、展示会出展等広報活動を充実・強化してまいります。

③ 人材の採用、育成

医療情報システムの導入案件の増加に対応するためには、技術、開発、営業各部門の人材の確保、レベルアップのための教育、キャリアパスが不可欠になります。働き方改革による労働環境の改善を進めつつ、レベルアップした人材の適正配置により、企業体質の強化に努めてまいります。さらに、サービスの多様化やシステムの機能充実へ対応すべく、社員のキャリアマップを作成し、個々に必要な知識の習得、一層のレベルアップを推進し、顧客ニーズに応えられる有用な人材を育成してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

- ① 総合医療情報システムの開発・販売及び導入指導業務
- ② ソフトウェア・ハードウェア保守業務

(6) 主要な事業所 (2019年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 店	鹿児島県鹿児島市
本 社	東京都品川区
東 京 支 店	東京都品川区
秋 田 営 業 所	秋田県秋田市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市西区
大 阪 支 店	大阪府大阪市淀川区
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
熊 本 営 業 所	熊本県熊本市中央区
宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
本 店 営 業 部	鹿児島県鹿児島市

(注) 上記のほか、国内6か所に出張所を設置しております。

(7) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
162名	8名増	40.8歳	11.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー8名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	1,125 百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数 19,338,000株

（注）2019年7月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、12,892,000株増加しております。

（2）発行済株式の総数 5,959,500株 (うち自己株式264株)

（注）2019年7月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、3,973,000株増加しております。

（3）株 主 数 1,646名

（4）大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 リ ン ク ス	1,500,000	25.17
野 村 俊 郎	1,254,000	21.04
株 式 会 社 エ ム テ ィ ー ア イ	247,800	4.16
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	240,000	4.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	239,900	4.03
株 式 会 社 青 雲	219,600	3.69
宗 教 法 人 観 光 寺	160,800	2.70
ソ フ ト マ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会	92,000	1.54
永 里 義 夫	84,000	1.41
中 園 政 秀	79,500	1.33

（注）持株比率は、自己株式264株を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 村 俊 郎	—
代表取締役社長	永 里 義 夫	—
取締役副社長	松 島 努	営業本部担当兼東京支店長
常務取締役	島 森 千恵子	営業本部東日本事業部担当
常務取締役	瀨 平 耕 一	管理本部担当
常務取締役	武 藤 哲 司	営業本部西日本事業部担当
常務取締役	齊 藤 克 司	営業本部ソリューション事業部担当
取 締 役	上 田 大 輔	ヘルスケアシステム事業本部担当兼システム技術事業部担当
取 締 役	福 元 紳 一	弁護士法人福元法律事務所代表社員 弁護士 株新日本科学社外取締役 コーアツ工業(株)社外取締役
取 締 役	西 蔭 美 和	医療法人誠和会理事兼西蔭メディカルクリニック副院長 公益社団法人鹿児島市医師会 理事
常勤監査役	稲 村 修 一	—
監 査 役	高 瀬 学	—
監 査 役	徳 留 利 幸	税理士法人甲南総合会計代表社員 税理士

- (注) 1. 取締役福元紳一氏及び西蔭美和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 監査役高瀬学氏及び徳留利幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
また両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 監査役徳留利幸氏は、税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該限定責任が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な損失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	120,835	116,265	—	4,570	8名
監査役 (社外監査役を除く)	7,061	6,816	—	245	1名
社外取締役	2,200	2,200	—	—	2名
社外監査役	2,640	2,640	—	—	2名
合 計	132,736	127,921	—	4,815	13名

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2003年3月7日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役福元紳一氏は、当社が顧問弁護士業務を依頼しております弁護士法人福元法律事務所の代表社員であります。また、同氏が兼職しております株式会社新日本科学及びコアツ工業株式会社と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - ・取締役西蔭美和氏は、医療法人誠和会及び公益社団法人鹿児島市医師会のそれぞれ理事であります。これらの法人と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - ・監査役徳留利幸氏は、税理士法人甲南総合会計の代表社員であります。同法人と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	福 元 紳 一	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、弁護士という立場での企業法務の観点から、また、多くの企業の経営相談に携わった経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行っております。
取締役	西 蔭 美 和	2019年3月28日の就任後に開催された取締役会14回すべてに出席し、医師として、また女性目線での意見、アドバイスを当社の経営に生かしていただくため、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行っております。
監査役	高 瀬 学	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、監査役会についても、14回すべてに出席しました。上場会社の管理職の経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
監査役	徳 留 利 幸	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会については、14回すべてに出席しました。税理士としての企業会計・税務の専門性、また、多くの企業の経営に係った経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
19,500	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、社会から信頼され、社会的責任を果たす持続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社は、2005年9月1日に「企業行動基準」を制定し、全役員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンスガイドライン」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役会長を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。
- ②当社は、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査役とも連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。
- ③当社は、取締役及び使用人が社内外（常勤監査役・担当取締役・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報開示管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。
- ②経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「コンプライアンス委員会運用規程」にそって適切な危機管理体制を整備しております。
- ②危機発生を未然に防ぐため、「コンプライアンス委員会運用規程」に従い、代表取締役会長を委員長として、各担当取締役及び監査役を中心としたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、発生しうるリスクへの防止策や発生したリスクへの対応策等の検討を行っております。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。また、

常時、各部署責任者は、リスク管理責任者として担当部署のリスクマネジメントに関する業務を統括するとともに、重大なリスクを発見した時、またはリスクの発生を予見する事態に至った時は、速やかに同委員会に報告する体制を構築しております。

- ③有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役社長が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役、経営幹部、部署責任者及び監査役から構成する経営会議を毎月定期的に開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行っております。代表取締役社長は、乖離に対する是正を各部署責任者に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ITを活用することにより、迅速かつ的確に各取締役が共有する体制になっております。
- ②業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置していません。但し、監査役からの求めに応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないことといたします。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとなります。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制になっています。
- ②取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしています。
- ③上記の報告体制に関する実効性を確保するため、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知いたします。
- ④当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底いたします。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものといたします。
- ②監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっています。
- ③監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社の課題、取り巻くリスク、監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保できる体制になっています。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ①当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
- ②基本方針を取締役及び使用人全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっています。また、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築してまいります。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築してまいります。

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役会及び経営会議を毎月開催し、法令等で定めのある事項を審議するとともに、全社的な目標の進捗状況を確認し、また各部署においては、部署責任者が職務分掌規程等に従い、その目標達成のための具体的な目標、行動計画を定め報告しております。
- ②取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、保管されており、また稟議書等職務の執行に係る重要な書類等も適切に保管、管理しております。
- ③監査役は、取締役会及び経営会議に毎回出席しており、代表取締役との意見交換も行っております。また、会計監査人及び内部監査部門とも定期的に意見交換を行い、実効性のある監査を行っております。
- ④規程の改定、新たな法令改正等については、逐一コンプライアンス情報として、取締役及び使用人全員に配信するとともに、社内システム上でいつでも最新の情報が閲覧できる状態にしております。また、新入社員の入社時コンプライアンス研修も欠かさず実施しております。

以上のご報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,134,214	流 動 負 債	2,041,093
現金及び預金	2,830,798	支払手形	582,663
受取手形	2,417	買掛金	506,277
売掛金	1,071,317	短期借入金	300,000
商品	264	1年内返済予定の長期借入金	277,540
仕掛品	174,536	未払金	155,658
貯蔵品	844	未払費用	805
前払費用	54,097	未払法人税等	106,078
その他	798	未払消費税等	42,592
貸倒引当金	△ 860	前受金	35,045
固 定 資 産	1,507,968	預り金	28,287
有形固定資産	707,578	前受収益	6,144
建物	187,183	固 定 負 債	1,604,865
構築物	738	長期借入金	1,147,805
車両運搬具	160	退職給付引当金	299,053
工具器具備品	6,850	役員退職慰労引当金	138,246
土地	512,647	その他の	19,760
無形固定資産	16,144	負 債 合 計	3,645,958
ソフトウェア	9,331	純 資 産 の 部	
その他	6,813	株 主 資 本	1,996,223
投資その他の資産	784,244	資本金	424,250
投資有価証券	13,757	資本剰余金	285,400
出資金	50	資本準備金	285,400
繰延税金資産	97,861	利益剰余金	1,286,743
投資不動産	632,016	利益準備金	7,459
その他	40,559	その他利益剰余金	1,279,283
		繰越利益剰余金	1,279,283
資 産 合 計	5,642,182	自 己 株 式	△ 169
		純 資 産 合 計	1,996,223
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,642,182

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		4,332,749
売 上 原 価		3,122,722
売 上 総 利 益		1,210,026
販売費及び一般管理費		804,162
営 業 利 益		405,864
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	90	
受取賃貸料	56,059	
そ の 他	199	56,350
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,266	
賃 貸 費 用	21,562	
そ の 他	110	32,939
経 常 利 益		429,275
特 別 損 失		
投資有価証券評価損		16,179
税引前当期純利益		413,095
法人税、住民税及び事業税	141,231	
法人税等調整額	1,378	142,609
当 期 純 利 益		270,485

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	424,250	285,400	285,400	7,459	1,068,390	1,075,850	△95	1,785,404	1,785,404
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△ 59,593	△ 59,593		△ 59,593	△ 59,593
当 期 純 利 益					270,485	270,485		270,485	270,485
自己株式の取得							△ 73	△ 73	△ 73
当期変動額合計	-	-	-	-	210,892	210,892	△ 73	210,818	210,818
当 期 末 残 高	424,250	285,400	285,400	7,459	1,279,283	1,286,743	△ 169	1,996,223	1,996,223

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
其他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品	個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
----	-------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資その他の資産

投資不動産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法の自己都合退職による期末要支給額）を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当期末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約
進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の受注契約

検収基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物	163,427千円
土地	381,912千円
投資不動産	592,461千円
計	<u>1,137,801千円</u>

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	277,540千円
長期借入金	847,805千円
計	<u>1,125,345千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 214,509千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,116千円
短期金銭債務	447千円

(4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

支払手形	151,024千円
------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	12,446千円
仕入高	8,247千円
その他	17,956千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,986,500株	5,959,500株

(注) 2019年7月1日付で1株を3株に株式分割しております。これにより発行済株式総数は3,973,000株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	47株	264株

(注) 1. 単元未満株式の買取りにより41株増加しております。

2. 2019年7月1日付で1株を3株に株式分割しております。これにより自己株式数は176株増加しております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	59,593	30	2018年12月31日	2019年3月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 71,510千円

(ロ) 1株当たり配当額 12円

(ハ) 基準日 2019年12月31日

(ニ) 効力発生日 2020年3月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生主な原因別の内訳

退職給付引当金	90,372千円
役員退職慰労引当金	42,165千円
未払事業税	6,509千円
その他	12,184千円
繰延税金資産小計	151,231千円
評価性引当額	△53,369千円
繰延税金資産合計	97,861千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行借入により調達しております。営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は全て変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,830,798	2,830,798	－
(2) 売掛金	1,071,317	1,071,317	－
資産計	3,902,115	3,902,115	－
(1) 支払手形	582,663	582,663	－
(2) 買掛金	506,277	506,277	－
(3) 短期借入金	300,000	300,000	－
(4) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	1,425,345	1,425,345	－
負債計	2,814,286	2,814,286	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	13,757

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鹿児島県及び福岡県その他の地域において、賃貸オフィス及び駐車場等の賃貸不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
878,981	814,521

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	株式会社 リンクス	(被所有) 直接 25.18%	本店社屋の 賃借 役員の兼任	賃借料の 支払	17,956	前払費用 未払金	1,370 217

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額については、消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
 2. 当社の主要株主であり代表取締役会長の野村俊郎が議決権の100%を直接所有している会社であり、「役員及び個人主要株主等」に該当する会社であります。
 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 334円 98銭
 (2) 1株当たり当期純利益 45円 39銭

(注) 当社は2019年7月1日付で普通株式1株に対し普通株式3株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

ソフトマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトマックス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月14日

ソフトマックス株式会社	監査役会			
常勤監査役	稲村修一	Ⓞ		
社外監査役	高瀬学	Ⓞ		
社外監査役	徳留利幸	Ⓞ		

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び財務状況並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき12円 配当総額71,510,832円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

現行定款第26条（取締役会の決議の省略）の条項名と条文の内容に齟齬があるため、また、今後の成長戦略に備え取締役会を機動的、効率的に運用するため、現行定款第26条（取締役会の決議の省略）につきまして変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の決議の省略) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u>	第4章 取締役および取締役会 (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、議決に加わることができる <u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員して取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	のむら としろう 野村 俊郎 (1947年2月7日)	1974年1月 ビクター計算機九州販売(株) (現ソフトマックス(株)) 設立 1976年8月 (株)ビクターターミナルシステムズ (現ソフトマックス(株)) 代表取締役 1979年5月 (株)宮崎ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 1982年6月 (株)西日本ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 1985年6月 (株)スペック (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 1985年9月 (株)日本メディカルシステム (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 1998年6月 サイバーウェイ(株) (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 1999年8月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 代表取締役会長 2001年1月 当社 代表取締役会長 (現任)	1,254,000株
2	まつしま つとむ 松島 努 (1959年6月2日)	1983年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 2002年1月 プロケード・コミュニケーションシステムズ(株)代表取締役社長 2004年4月 フェニックステクノロジーズ(株)代表取締役社長 2007年7月 ネットスイート(株)代表取締役社長 2011年4月 (株)ソルパック タイランド・ベトナム支社長 2014年6月 当社入社 執行役員東京支店長 2015年3月 当社 取締役関東・東北地区統括担当兼東京支店長 2017年1月 当社 常務取締役営業統括担当兼東京支店長 2018年1月 当社 取締役副社長営業統括担当兼東京支店長 2019年11月 当社 取締役副社長営業本部担当兼東京支店長 2020年1月 当社 代表取締役副社長営業本部担当 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	しまもり ちえこ 島森 千恵子 (1962年5月10日)	1985年4月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 2001年1月 当社 常務取締役 2011年12月 当社 執行役員常務ヘルスケアシステム技術部担当 2014年3月 当社 常務取締役ヘルスケアシステム技術部担当 2018年8月 当社 常務取締役東日本営業担当 2019年11月 当社 常務取締役営業本部東日本事業部担当 (現任) 2020年1月 当社 東京支店長 (現任)	25,500株
4	はまひら こういち 濱平 耕一 (1960年1月28日)	1984年4月 大和ハウス工業(株) 入社 1987年11月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 2008年10月 当社 取締役 2011年12月 当社 執行役員部長 2013年12月 当社 執行役員常務経営企画部担当 2014年3月 当社 常務取締役管理本部担当 (現任)	15,000株
5	むとう てつじ 武藤 哲司 (1957年3月26日)	1975年4月 知多鋼業(株)入社 1982年6月 (株)西日本ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 1996年1月 同社 取締役営業部長 2001年1月 当社 取締役営業部長 2011年3月 当社 取締役営業部長兼福岡支店長 2011年12月 当社 執行役員部長兼福岡支店長 2015年3月 当社 取締役福岡支店長 2016年1月 当社 取締役関西・九州地区統括担当 2016年3月 当社 取締役関西・九州地区統括担当兼大阪支店長 2017年1月 当社 取締役福岡支店第一営業部長 2018年1月 当社 常務取締役九州地区統括担当兼福岡支店長 2019年10月 当社 常務取締役九州地区統括担当 2019年11月 当社 常務取締役営業本部西日本事業部担当 (現任)	47,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	さいとう かつし 齊藤 克司 (1960年10月25日)	1984年4月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 2007年4月 当社 鹿児島ソリューションシステム部長 2010年1月 当社 取締役営業部長兼鹿児島支店長 2011年12月 当社 執行役員部長兼鹿児島支店長 2013年6月 当社 ソリューション部部長 2015年1月 当社 執行役員ソリューション部部長 2017年3月 当社 取締役ソリューション部部長 2018年1月 当社 常務取締役ソリューション部部長 2018年3月 当社 常務取締役ソリューション部担当 2019年11月 当社 常務取締役営業本部ソリューション事業部担当 (現任)	10,200株
7	うえだ だいすけ 上田 大輔 (1975年9月5日)	2008年8月 医療法人青雲会 入職 2010年4月 当社 入社 2014年1月 当社 ヘルスケアシステム技術部部長 2016年1月 当社 執行役員ヘルスケアシステム技術部部長 2018年3月 当社 取締役ヘルスケアシステム技術部部長 2018年8月 当社 取締役ヘルスケアシステム技術部担当 2019年11月 当社 取締役ヘルスケアシステム事業本部担当兼システム技術事業部担当 (現任)	—
8 ※	のむら たつひこ 野村 竜彦 (1976年3月1日)	2002年3月 グッドウィルグループ(株) 入社 2008年3月 (株)リンクス 入社 2014年2月 当社 入社 2018年11月 当社 執行役員福岡営業本部 部長 2019年10月 当社 執行役員福岡支店長 2019年11月 当社 執行役員営業本部西日本事業部福岡支店長兼部長 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	ふくもと しんいち 福元 紳一 (1958年7月20日)	1989年4月 弁護士登録 1989年4月 照国法律事務所入所 1997年5月 福元法律事務所開設 所長 2011年4月 鹿児島県弁護士会会長 2014年5月 鹿児島県弁護士協同組合理事長(現任) 2014年12月 コーアツ工業(株) 社外取締役(現任) 2015年6月 (株)新日本科学 社外取締役(現任) 2016年3月 当社 社外取締役(現任) 2019年4月 弁護士法人福元法律事務所代表社員 (現任)	—
10	にしがけ みわ 西蔭 美和 (1971年7月4日)	1996年4月 東京女子医科大学病院 形成外科入局 1996年5月 医師免許取得 1997年10月 東京都立府中病院 形成外科 1998年4月 東京女子医科大学病院 麻酔科 2003年4月 総合病院国保旭中央病院 皮膚科 2008年11月 医療法人誠和会理事兼西蔭メディカルクリニック 副院長(現任) 2018年6月 公益社団法人鹿児島市医師会 理事(現任) 2019年3月 当社 社外取締役(現任)	3,000株
11 ※	わだ まさよし 和田 昌佳 (1959年1月5日)	1983年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 2008年5月 キヤノンマーケティングジャパン(株)入社 2010年3月 キヤノンITソリューションズ(株)取締役 2013年3月 キヤノンIT Sメディカル(株)取締役 2016年3月 キヤノンITソリューションズ(株)常勤監査役(現任)	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 福元紳一氏、西蔭美和氏、和田昌佳氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 福元紳一氏は、法律の専門家として培われた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 西蔭美和氏は、医師として、また女性目線での意見、アドバイスを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 6. 和田昌佳氏は、企業の取締役また常勤監査役としての豊富な経験、見識を活かし、経営全般にわたる助言をしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 7. 当社は、福元紳一氏及び西蔭美和氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また和田昌佳氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
 8. 当社は、福元紳一氏及び西蔭美和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また和田昌佳氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
 9. 福元紳一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 10. 西蔭美和氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	稲村 修一 <small>いなむら しゅういち</small> (1956年3月2日)	1979年4月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ（現ソフトマックス(株)）入社 2004年4月 当社 鹿児島支店営業部長 2007年10月 当社 四国営業所長 2011年12月 当社 監査役（現任）	—
2	徳留 利幸 <small>とくだめ としゆき</small> (1961年4月6日)	1991年12月 税理士登録 1992年3月 税理士事務所開業 2003年1月 税理士法人甲南総合会計設立 代表社員（現任） 2009年4月 一般社団法人経営力検定協会設立 理事長（現任） 2016年3月 当社 社外監査役（現任）	2,100株
3 ※	若松 一三 <small>わかまつ いちぞう</small> (1953年1月3日)	1977年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 2010年10月 日本アイ・ビー・エム・サービス(株)常務取締役 2012年3月 エヌアイ情報システム(株) 代表取締役社長 2017年4月 若松コンピュータサービス開業	—

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 徳留利幸氏、若松一三氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は徳留利幸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また若松一三氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
4. 当社は、稲村修一氏及び徳留利幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また若松一三氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 徳留利幸氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、適切な監査を遂行していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 若松一三氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験、知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
7. 徳留利幸氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の決議が効力を有する期間は、次回定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ふくなが だいご 福永 大悟 (1947年8月22日)	1972年10月 福岡印刷センター協業組合入社 2004年3月 当社 監査役 2007年6月 グリーンコープかごしま生活協同組合監事(現任) 2011年6月 生活協同組合グリーンコープ連合監事 2016年3月 当社 監査役退任	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福永大悟氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
3. 福永大悟氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまでの当社の監査役、協同組合監事としての経験、実績等を当社の監査体制強化に活かしていただくためであります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役永里義夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ながさと よしお 永里 義夫	1998年6月 サイバーウェイ(株)(現ソフトマックス(株))設立 代表取締役 1999年12月 (株)鹿兒島ビジネスコンピュータ(現ソフトマックス(株)) 取締役 2006年4月 当社 代表取締役社長(現任)

第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年3月30日開催の第33期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件に、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

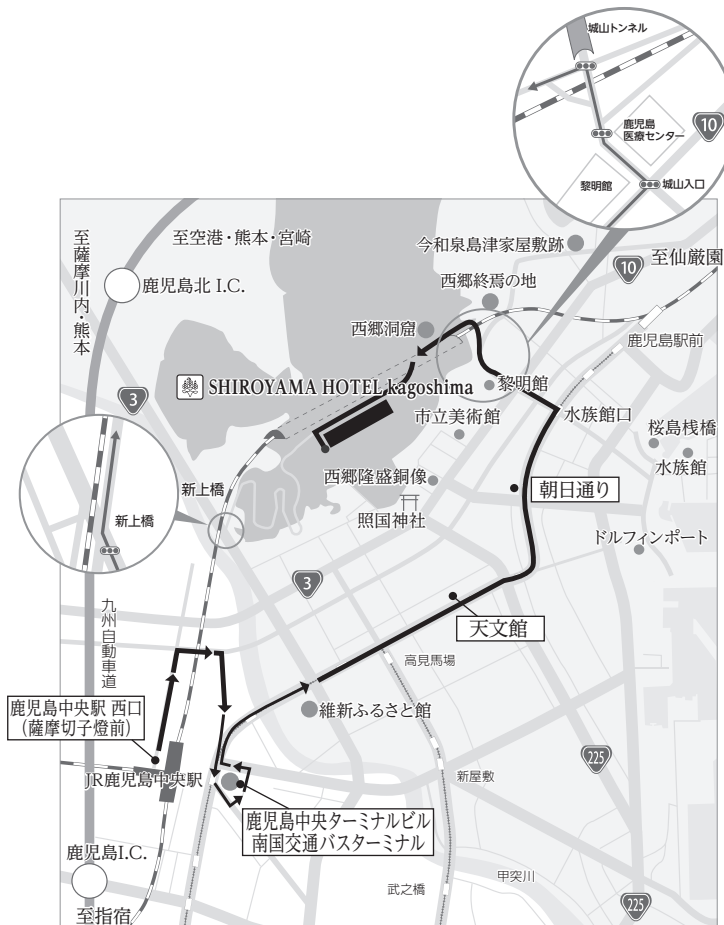
SHIROYAMA HOTEL kagoshima

(城山ホテル鹿児島) 2階桜島

鹿児島県鹿児島市新照院町41番1号

TEL 099-224-2211

URL <https://www.shiroyama-g.co.jp/>



交通のご案内：

車をご利用の場合

鹿児島空港より約40分

鹿児島中央駅より約10分

天文館より約10分

シャトルバスご利用の場合

鹿児島中央駅西口より約35分

中央ターミナルビルより約25分

天文館より約15分

- ・ホテルのシャトルバス（無料送迎）が30分間隔で運行しております。
- 詳細なシャトルバスの運行状況につきましては、ホテルホームページにてご確認ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。